

平成 29 年 9 月市議会定例会  
副市長報告案件説明

[説明者；樋口副市長]

報告案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第 36 号及び報告第 37 号につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により義務付けられているもので、地方公共団体の財政の健全度を示す指標として、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

初めに、報告第 36 号 健全化判断比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

お手元の「健全化判断比率報告書」を御覧いただきたいと存じます。

四つの健全化判断比率のうち、まず、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示した「実質赤字比率」であります。比率算定の計算結果がマイナスとなりましたので、「実質赤字はない」という結果となりました。

なお、参考として、黒字の程度を括弧書きいたしました。2.29%となっております。

次に、公営企業会計まで含めた市の会計全体を対象とした「連結実質赤字比率」につきましては、同様に比率算定の計算結果がマイナスとなり、「連結の実質赤字はない」という結果となりました。

なお、黒字の程度は、24.92%となっております。

次に、公債費及び公債費に準ずる経費による財政負担の度合いを示した「実質公債費比率」につきましては、2.1%となりました。

最後に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を示した「将来負担比率」につきましては、33.8%となりました。

以上、すべての比率において、「早期健全化基準」を下回る結果となったものでございます。

続きまして、報告第 37 号 資金不足比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

お手元の「資金不足比率報告書」を御覧いただきたいと存じます。

この「資金不足比率」につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示したものでございます。水道事業会計など、6 のすべての会計において、比率算定の計算結果がマイナス、すなわち「資金不足がない」という結果となり、いずれも「経営健全化基準」を下回る結果となりました。

なお、健全化判断比率と同様に、参考として資金剰余の程度を括弧書きしてございます。

以上で、報告案件の説明を終わります。